

# デジタルマップを活用したスポーツツーリズム推進事業委託業務仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、県が発注を予定している「デジタルマップを活用したスポーツツーリズム推進事業委託業務」の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

## 2 業務名

デジタルマップを活用したスポーツツーリズム推進事業委託業務

## 3 目的

多くの観客が集まる県内プロスポーツ4球団（愛媛FC、愛媛マンダリンパイレーツ、愛媛オレンジバイキングス及びFC今治の4球団をいう。以下同じ。）のホームゲーム開催時に、飲食店等の地域事業者に関する営業状況やキャンペーン等のリアルタイムな情報をデジタルマップに表示させ、来訪者に提供することで、来訪者と地域事業者をつなぎ、試合前後の地域周遊・消費を促進するとともに、地域経済の活性化を図る。

## 4 事業費（委託料）

4,950,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

## 5 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 6 業務実施方針

本業務の実施に当たり、下記の実施方針を十分に考慮すること。

### (1) システム導入

情報発信ツール及びデジタルマップの構築に当たっては、操作が簡易で、誰もが使いやすい仕様とすること。

### (2) 県内プロスポーツ4球団との連携

来訪者向けのイベント実施やデジタルマップの周知、地域事業者向けの試合情報の共有など、各球団と密に連携し、調整を進めること。

## 7 業務内容

下記に掲げる事業の実施に必要な一切の業務を行うこと。

### (1) デジタルマップを活用したスポーツツーリズムの推進

実施条件は下記の通りを想定するが、最終的には提案内容及び協議によって決定するものとする。

- 実施時期：県内プロスポーツ4球団のホームゲーム開催時  
※地域事業者募集の期間を考慮し、7月頃から試行的に実施
- 対象者：【地域事業者（情報発信）】県内飲食店等（100事業者程度）  
【来訪者（マップ利用）】各球団のホームゲーム観戦者

### ①システム導入

地域事業者が情報発信するためのツール及び情報掲載用のデジタルマップを構築し、運用すること。デジタルマップは、webサービス形式とし、情報発信ツールで入力等した内容が、リアルタイムで反映される仕様とすること。なお、構築したシステムの利用料は、受託者の負担とすること。また、デジタルマップには、テキストデータ・画像データ・動画データ・音声データ等が掲載できる仕様とするとともに、利用者が使い続けたいくなる機能や仕掛けを盛り込むこと。

### ②地域事業者募集

#### (ア)周知活動

ランディングページ（紹介用ページ）やチラシを作成するほか、地域事業者向け説明会の開催を支援すること。

#### (イ)営業活動

個別店舗への営業活動等を通じて、来訪者向けに情報発信を行う地域事業者（100事業者程度）を確保すること。また、システムの利用方法等については、利用前に事業者へ説明するとともに、継続してフォローを行うこと。

### ③来訪者の地域周遊・消費促進に向けたイベント企画・実施

より多くの来訪者にデジタルマップを利用してもらい、地域周遊・消費につながるよう、スタンプラリー等のイベントを企画するとともに、実施時には現地においてサポートを行うこと。

### ④県内プロスポーツ4球団との調整・連携

#### (ア)ホームゲームに関する情報共有

試合当日のスケジュールや来場予定者数等に関する情報が、各球団から地域事業者へ事前に共有されるよう、各球団と調整を行うこと。

#### (イ)イベント及び広報に関する連携

イベントを実施する際は、各球団と調整を行うほか、各球団独自で実施しているイベントとの連携を図るなど、来訪者への効果的な情報発信となるよう努めること。また、デジタルマップの周知など、本事業の広報に関しても、各球団との連携に努めること。

### ⑤効果測定

#### (ア)地域事業者

アンケートを実施し、稼働状況や満足度等を分析すること。このうち、5～10事業者に対しては、デジタルマップ導入前後の売上額を比較し分析すること。なお、アンケート内容は、事前に県と協議し決定すること。

(イ) 来訪者

アンケートを実施し、デジタルマップの利用状況や満足度等を分析すること。なお、アンケート内容は、事前に県と協議し決定すること。

## (2) 独自提案

県内プロスポーツ4球団又は県内スポーツイベントと連携した、地域経済の活性化につながるような企画の提案も可能とする。

## 8 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、広報手段やイベント内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 9 再委託の可否

原則として、受託者は業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて県へ報告し、必要と認められた場合はその限りではない。

## 10 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 成果の帰属  
本業務で得られた成果は、原則として、県に帰属する。
- (2) 秘密保持
  - ① 本業務に関し、受託者から県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
  - ② 業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
  - ③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 11 その他

業務の実施に当たっては、県及び各球団と協議の上、実施するものである。